



こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和2年度 第2号

(2020年8月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。

「僕らの子育てキャンペーン」 参加企業募集!

仕事も子育ても大事にしたい、
そんなお父さんの働き方を、
会社のみんで応援するキャンペーンです。

男性も女性も、誰もがワークライフバランスを保ちながら
やりがいを持って仕事を続けられる高知県を目指して、
お父さんと子どもの時間をみんなで作りましょう!

【対象】 高知県内のすべての企業・団体
【実施期間】 令和2年11月1日～30日
【取組内容】 職場に応じたやり方で男性の育児を応援!

- 年次有給休暇の取得を勧める
- ノー残業デーを実施してみんなで早く帰る
- 社員の子どもが参加できるレクリエーションを開催する
- テレワークや時差出勤を実施する など

【申込締切】 令和2年10月30日(金)

★参加企業・団体の名称を新聞等で
公表します!



働き方改革 実践事例セミナー

高知県では(株)ワーキングエージェントに委託し、
「働き方改革取組ガイド」を作成しています。
これを企業の働き方改革の推進に役立ててもら
うためのセミナーを開催しますので、ぜひご参加
ください。

【対象】 働き方改革を考える経営者、管理職などの社員
【日時】 令和2年11月18日(水) 13:30～16:00
【会場】 ちより街テラス ちよテラホール(3階)
【定員】 50名
【講師】 (株)ワーキングエージェント
働き方改革・業務改善コンサルタント
藤原 輝氏
【費用】 無料

【申込方法】

「僕らの子育てキャンペーン」
「働き方改革実践事例セミナー」ともに
高知県商工労働部雇用労働政策課ホームページをご覧ください。
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/>)



働き方改革トップセミナー 中小企業が勝ち続ける秘訣 ～経営戦略としてのワーク・ライフバランス～

これからの働き方改革の進め方のポイントや、中小企業の事例を、分かりやすくお伝えするセミナー。

小室淑恵氏のロジカルで納得感ある講演は、経営者必聴です!

(共催/高知県経営者協会)

【講師】 (株)ワーク・ライフバランス 代表取締役社長 小室淑恵氏
【対象】 県内の企業経営者、執行役員等
【日時】 令和2年11月30日(月) 15:00～17:00
【会場】 三翠園ホテル
【定員】 150名 【費用】 無料
【持ち物】 名刺(受付のため)、筆記用具
【申込締切】 令和2年11月20日(金) 18:00



お申込みは
こちらから

<http://ur0.work/nVdH>



講師を派遣して行う中小企業向け研修

社員の人材育成の必要性を感じているものの、なかなか研修に参加する機会がない…といったことはありませんか？
ジョブカフェこうちでは、企業に講師を派遣して行う「職場定着・人材育成支援等研修」を希望する企業を募集しています！
研修を通じて、社員の職場定着と人材育成のお手伝いをします。

【対象】 県内の中小企業（10社程度）

【実施期間】 令和3年1月まで

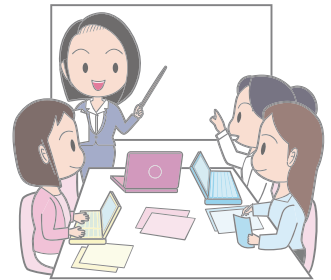
【時間】 4時間以内（土曜・日曜も開催可能です）

【費用】 **無料**

【内容(例)】 コミュニケーション力向上、組織づくりの考え方、人事・労務管理、メンタルヘルス、キャリアデザイン、ハラスメント対策、コーチング、ワーク・ライフ・バランス 等

各企業が希望する内容に合わせたテーマで研修を行います。

※講師の手配、資料の準備、研修に関する業務は、ジョブカフェこうちで承ります。



【申込方法】 **申込締切 令和2年9月25日(金)**

メール info@jobcafe-kochi.jp 件名「職場定着・人材育成支援等研修申込み」※電話・FAXでも申込み可

【問合せ】 ジョブカフェこうち <担当：山本> <https://www.jobcafe-kochi.jp/>

〒780-0841 高知市帯屋町2丁目1-35 片岡ビル1F・2F Tel 088-802-1533 Fax 088-802-1534

DVについての主な相談窓口のご紹介 秘密は守られます。安心してご相談ください！

相談先	女性相談支援センター [配偶者暴力相談支援センター]	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	警察
対象者	女性・DV被害者である男性	女性・男性	暴力被害者
電話番号	088-833-0783	女性対象相談 088-873-9555 男性対象相談 088-873-9100	警察本部の総合相談係 (#0110又は088-823-9110) 最寄りの警察署の生活安全 担当課
相談時間等	〈電話相談〉 月～金 9:00～17:15 18:00～22:00 土・日・祝日 9:00～20:00 〈来所相談〉 月～金 9:00～17:15 (要予約) ※いずれも年末年始は除く	〈女性対象相談〉 休館日を除く 9:00～17:00 ※12:00～13:00を除く 〈男性対象相談／事前予約制〉 第1・3火曜日、第4水曜日 18:00～20:00 ※休館日：第2水曜日、祝日、 年末年始	夜間・休日は、当直員対応 緊急の場合は、110番へ



●犯罪被害者等の方々の方が仕事を辞めることなく、精神的・身体的被害を軽減・回復できるように、被害回復のための休暇制度の導入について考えてみませんか。

詳しくは高知労働局
雇用環境・均等室まで。
TEL:088-885-6028

「同一労働同一賃金」について

労務改善 Q&A

Q

最近、働き方改革に関連して「同一労働同一賃金」という言葉をよく耳にしますが、どのような対応をすることが求められているのでしょうか。

A

同一労働同一賃金とは、仕事の内容等が同等の労働者には同等の賃金を支払うべきという考え方です。この考え方を実現するため、令和2年4月1日に施行された「パートタイム・有期雇用労働法（略称）」では、同一企業内における正社員と短時間労働者（パート社員）や有期雇用労働者（いわゆる契約社員）等との間で、あらゆる待遇（基本給、賞与、手当、福利厚生など）について、不合理な差を設けることが禁止されています（中小企業においては、令和3年4月1日から適用されます。）

取組の第一歩としては、労働者の区分（パート社員、契約社員等）ごとに、一つ一つの待遇について、正社員と取扱いの違いがあるかどうかを確認して確認することが必要です。パート社員、契約社員等と正社員とは待遇が異なることもあり得ますが、その場合でも、「将来の役割期待が異なるため」というような主観的・抽象的な理由では足りず、その違いは、職務内容（業務の内容及び責任の程度）、職務内容・配置の変更範囲その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはなりません。正社員と契約社員の職務の内容が同じであるのに、雇用形態の違いを背景として、無事故手当、皆勤手当、給食手当、通勤手当等の支給に差があることについて、手当支給の目的や職務内容・配置の変更範囲等と照らして、不合理であるとした判例もあります。

また、待遇の違いの内容やその理由について、労働者から説明を求められた場合、使用者は、その説明をすることが義務付けられました。待遇の違いについて「不合理ではない」と説明しがたい場合には、労働者の意見も聴取しながら、改善に向けた取組を進めましょう。厚生労働省の同一労働同一賃金に関するホームページに、ガイドラインや取組のための手順書等が掲載されていますので、ぜひご活用ください。

高知県労働委員会

〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F

お気軽にご相談ください！

TEL 088-821-4645



©eriko takezaki